



ミュンヘン便り ～Goldener Oktober（黄金の秋）～

この9月、2019年以来3年ぶりのオクトーバーフェストは、パレードの日は最低気温が5度を下回り、開催期間の2週間の半分以上が雨に見舞われ、中には最高気温が10度以下の日もあり、天気の見点からは散々でした。9月だというのに、ミュンヘン市民は一斉にダウンコートと帽子と手袋に身を包んでほぼ毎日傘をさして出勤する有様。気分は11月。

そこから一転して気温が上がり始めた10月の日曜日の朝、外から聞こえてくるパークションの音で目が覚めました。「ドンドコ・ドンドコ・ドンドコ・ドンドコ！」景気のいいリズム。窓を開けると、さらに拍手の音も聞こえてきます。紅葉し始めている木々の隙間から、道路を走るランナーの姿が。あ、ミュンヘンマラソンの日だ。昨日からの雨もようやく上がりマラソンにピッタリのさわやかな気温。道沿いには飲み物スタンドが設置され、人々が道端から拍手や音楽を送り、なかなか盛り上がっています（写真ご参照）。フルマラソンだけでなく、ハーフマラソン及び10kmコースの短か目コースも。友人の弁理士Kは以前に一度、思い出作りのためにフルマラソンコースに参加したことがあります。皆様もいかが？

10月に天気に恵まれると、色づいた木々の葉が金色に輝くgoldener Oktober（黄金の秋）を楽しむことができます。天気予報をにらみつつ、ゴールデンオクトー

バーを堪能すべく、前述の弁理士K夫妻とともにハイキングへ。コロナの際には山小屋も閉まっていたので、ハイキングは久しぶりです。我々の主目的は、山小屋で美味しいものを食べることに。坂道をフーフー言いながら登り、たどり着いた山小屋からの景色を堪能しながら頂く食事は格別。山小屋でのメニューの典型例は、豆とソーセージのスープ、シュトラマーマックス、カイザーシュマーレン・・・。シュトラマーマックスは、ドイツの黒パンの薄切りにハムと目玉焼きとを乗せたもの。カイザーシュマーレンは、パンケーキの一種で、リンゴのムースを添えて頂きます。山小屋によっては、自家製のチーズやバターミルクがある場合も。食事をモチベーションに、おしゃべりをしながら坂道をゆるゆると登ります。

K夫人：最近の若い子の働く意識はなくなっていわね！

筆者：というと？





できます。一日休むだけであれば医師の診断書は不要。数日休むためには「病気のため働くことができない」という医師の証明書が必要ですが、お医者さんも心得ているので「頭／お腹／喉・・・が痛い」と訴えればすぐにそのような証明書を出してくれます。それでは病気になり放題ではないか？その通り。病気になるのは大体においていつも同じ人です。

K夫人：特許事務学校に通っている女の子がうちに勤務し始めてね。たった3日働いた後、電話してきて「今日から3日の有給休暇を取る」っていったのよ！信じられる？

筆者：たった3日しか働いてないなら、そもそもまだ有給休暇がまだないよね？

K夫人：そーなのよ！そしたら、病欠するって言うの！モラルが全然なっていないわ。

ここで「特許事務学校」について。ドイツでは、特許事務員の公的な資格があり、その資格を取るためには専門の学校に行きます。学校には週1～2日通い、その他の日はフルタイムで事務所に勤務します。事務所でのオン・ザ・ジョブトレーニングと学校での勉強とが組み合わさった、公的な特許事務育成養成コースなのです。その学校を修了する際に試験を受けて合格することにより、その資格を得ることができます。このコースに参加する人たちの年齢は様々。最も若ければ18歳からその学校に行きます。それだけでなく、大学を終えてからその学校に行く人もいれば、別の職に就いた後で方向転換をするためにその学校に行く人も。人生様々です。

さらに「病欠」について。従業員は病気であれば、有給休暇を使うことなく休むことが

K夫人の憤慨を共感を持って聞きながらゆるゆると坂道を上るうちに、山小屋に到着。お楽しみの時間です。メニューを広げれば憤慨などすっかり忘れ、食べ物に集中。お腹が満たされると、パノラマビューに目を向け、「あっちがChiemsee（湖）で、あそこがイン川で・・・」などと景色を分析。どこからかコロコロと牛のベルも聞こえてきます。牛たちも日光を満喫中（写真ご参照）。

久しぶりのハイキングにすっかり満足した我々は、また来週の日曜日にもハイキングに行く約束をして別れました。来週もお天気だといいな。この記事が出るころ、日本ではgolden Novemberでしょうか？

筆者紹介



稲積 朋子（いなづみ ともこ）

日本弁理士・欧州特許弁理士・ドイツ弁理士。現在GIP Europe所属。

1997年、新樹グローバル・アイビー特許業務法人入所し、主に国内外の出願及び権利化業務を担当。2007年11月より、ミュンヘンの現地提携事務所に駐在。2009年1月、GIP Europe設立。日本企業・ヨーロッパ企業からの特許出願業務・中間処理業務・異議申立・鑑定・特許無効化の手續・侵害品ウォッチング・契約書作成・係争案件などを扱う。

趣味は、山登り、ぼーっとすること、寝ること、健康づくりに励むこと。